

平成14年3月1日(1)

開議 10時00分

議長 岩崎三次君

おはようございます。

只今までの出席議員は21名で定足数に達しております。

これより、平成14年第1回中間市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布しておりますので、ご了承をお願いいたします。

この際、日程に入ります前に諸般の報告を行ないます。報告事項はお手元に配布してあるとおりであります。朗読は省略したいと思いますので、ご了承をお願いいたします。

なお、本日の議案等の朗読は省略したいと思いますので、ご了承をお願いいたします。

これより、日程第1 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、お手元の会期日程のとおり、本日から3月29日までの29日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

宮下寛議員。

8番 宮下寛君

2月12日の議運の結果を頂いた時にはですね、3月1日から27日までとなっていたわけですね。それが26日の議運の結果では、それが29日と変更されております。

これまで、会期日程を決める議運の結果が変更されたということは、今までなかったことです。勿論、議運の結果が何らかの事情でですね、変更があるということは当然だと思うんですが、それには、それなりの理由があると思うんです。で、今回の日程変更についてですね、こういう事が変わるということは異例なことですので、どのような審議がですね、議運でされたのか、お伺いしたいと思います。

議長 岩崎三次君

久好議運委員長に、お願いいたします。

10番 久好勝利君

只今、日程変更について、議運での審議の状況がお尋ねがありましたので、議運の委員長として答弁させていただきます。

26日の議運には、7名の方が出席されております。そのうち3名は委員外委員という事で、議決権を持った委員は4名です。それで私以外の方からは、29日にしてもらいたいという発議がなされまして、他の方からも、審議時間を十分に取るために、29日の方がよいということになりました。ですから、そういうことで、4名の内、3名の方からそういう意見が出されましたので、29日までということにいたしました。

議長 岩崎三次君

宮下議員。

8番 宮下寛君

ところで議長にお伺いしたいのですが、12日に開かれた会派の代表者会議がありましたですね。この際にですね、自民クラブ代表の議員からですね、海外旅行に行き27日の最終日に間にあわない。29日に変更してほしい旨の要請があったというふうに聞いておりますが、これは事実でしょうか。

議長 岩崎三次君

この際、暫時休憩いたします。

休憩 10時07分

再開 10時32分

議長 岩崎三次君

休憩前に引き続き会議を開きます。

再度お諮りいたします。

今期定例会の会期は、お手元の会期日程のとおり、本日から3月29日までの29日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は29日間と決しました。

次に、日程第2 諮問第1号を議題とし、市長から提案理由の説明を求めます。

大島市長。

市長 大島忠義君

おはようございます。

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について提案理由を申し上げます。

現在、中間市の人権擁護委員であります越智信一氏の任期が、平成14年2月28日で満了となります。つきましては、法務大臣より福岡法務局長を通じ、後任候補者の推薦依頼がありましたので、これまで基本的人権の擁護という広範、かつ重要な仕事に熱意を持って取り組んでこられました同氏を、引き続き候補者として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、市議会の意見を求めるものでございます。

よろしくご審議のほど、お願いを申し上げます。

議長 岩崎三次君

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

中家多恵子さん。

2番 中家多恵子君

私は、この人権擁護委員のお二人に、意見が別にあるわけではありませんけれども、例えば、越智さんの場合は、平成4年から人権擁護委員のお仕事をして下さっているんですね。中間の場合は、私、かつてこうした方について、任期とか一定の年齢を制限するとか、そういう事によって活性化し、そして新しい他の市民の方と一緒に、また市政と一緒に考えてい

ったりする。そして、女性の参画をより一層進めるためにも、これは必要なことではないかと思えますけれども、その点どういうお考えで制限等もなく、ご本人の辞退があるまで、あれされるのかですね。こういうものは、やはり役所の方できちんと決められておればですね、その方を傷つけることもございませんし、今後もこういう形でずっとされるのかですね。

一つの区切りをつけて、今後こういう委員、審議委員をご推薦する時にですね、任期を決めると、年齢制限もこれくらいという、皆さん年齢が問題ではありませんけれどもですね、そういうことで、より中間市を活性化して頂けたらと思いますが、市長のお考えは如何でしょうか。

議長 岩崎三次君

大島市長。

市長 大島忠義君

この場でお答えをさせていただきますけれども、今言われたような問題等々含めてですね、検討させて頂いたと、こういうことでございまして、年齢なり、或いは経験、或いは男女問題含めてですね、今回の2名の方については検討した結果だと、こういうことでございます。

議長 岩崎三次君

中家多恵子さん。

2番 中家多恵子君

いいえ、私は今後の問題はどうかされるのかということのご答弁を頂きたいんですよ。

議長 岩崎三次君

大島市長。

市長 大島忠義君

今後の問題もこの先出てくるわけですがけれども、今言われたような中味を含めて慎重に人選をさせて頂きたいと思っております。

議長 岩崎三次君

中家多恵子さん。

2番 中家多恵子君

ちょっと私、納得いきかねるようなご答弁ですがけれども、市長は、もうそれだけのご答弁に今日はとどめられるわけですか。他の自治体ではですね、きちっと3期だったら3期を期限内とするとか、そういうのを多くの自治体で決めていらっしゃるし、そして女性の参画という点でもですね、門戸を開けていくためにはですね、こういうことがきちっとされないとはいつまで経ってもですね、女性の社会的地位も認められないんじゃないかというふうに、現状、中間市の審議員の皆さんのあれからしてですね、考えるものですからきちんとした検討課題にして頂きたいと思いますが、如何でしょうか。

議長 岩崎三次君

大島市長。

市長 大島忠義君

今後の検討課題として検討させて頂きたいと思っております。

議長 岩崎三次君

他に質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

只今議題となっております諮問第1号は、委員会の付託を省略したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認め委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを採決いたします。

この採決は無記名投票をもって行ないます。

議場の閉鎖を命じます。

只今の出席議員は20人であります。

投票用紙を配布させます。

(配布)

投票用紙の配布もれはありませんか。

(「なし」の声あり)

配布もれなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

異常なしと認めます。

念のため申し上げます。本件について同意することに賛成の諸君は賛成と、また反対の諸君は反対と記載の上、点呼に応じて順次投票願います。

なお重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第70条第2項の規定により否とみなします。

点呼を命じます。

(投票)

投票もれはありませんか。

(「なし」の声あり)

投票もれなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

開票を行ないます。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に青木孝子さん及び古野嘉久君を指名いたします。よって両君の立会を願います。

(開票)

投票の結果をご報告いたします。

投票総数20票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。その内、賛成20票、反対0票、以上のとおり全員賛成であります。よって諮問第1号については、これを同意することに決しました。

次に、日程第3 諮問第2号を議題とし、市長から提案理由の説明を求めます。

大島市長。

市長 大島忠義君

諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について提案理由を申し上げます。

現在、中間市の人権擁護委員であります波多野伸子氏の任期が、平成14年2月28日で満了となります。つきましては、法務大臣より福岡法務局長を通じ、後任候補者の推薦依頼がありましたので、これまで基本的人権の擁護という広範、かつ重要な仕事に熱意を持って取り組んでこられました同氏を、引き続き候補者として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、市議会のご意見を求めるものであります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長 岩崎三次君

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

只今議題となっております諮問第2号は、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認め委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦についてを採決いたします。

この採決は無記名投票をもって行ないます。

議場の閉鎖を命じます。

只今の出席議員は20人であります。

投票用紙を配布させます。

(配布)

配布もれはありませんか。

(「なし」の声あり)

配布もれなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

異常なしと認めます。

念のため申し上げます。本件について同意することに賛成の諸君は賛成と、また反対の諸君は反対と記載の上、点呼に応じて順次投票を願います。

なお重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第70条第2項の規定により否とみなします。

点呼を命じます。

(投票)

投票もれはありませんか。

(「なし」の声あり)

投票もれなしと認めます

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

開票を行ないます。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に久好勝利君及び香川実君を指名いたします。よって両君の立会いを願います。

(開票)

投票の結果を報告いたします。

投票総数20票。これは先程の出席議員数に符合しております。その内、賛成19票、反対1票。以上のとおり賛成多数であります。

よって諮問第2号については、これを同意することに決しました。

次に、日程第4第1号議案から日程第10第7号議案までの平成13年度補正予算7件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。大島市長。

市長 大島忠義君

第1号議案 平成13年度中間市一般会計補正予算第5号の提案理由を申し上げます。歳出の主なものといたしまして、まず、総務費におきましては、新規事業といたしまして地域ネットワーク整備事業として、8000万円を計上いたしております。

本事業におきましては、国の補正予算であります地域ネットワーク整備事業を利用し、市役所及び公共施設を中心としたコンピューターネットワークづくりを構築するものであり

ます。全額、翌年度へ繰越事業といたしております。

また諸費といたしまして、前年度の生活保護費国庫負担金の精算に伴う返還金7900万円を、さらに民生費におきまして、本年度の生活保護費といたしまして、1億7700万円を増額補正いたしております。

さらに、商工費では、五楽・虫生津工場団地排水施設の管理運営基金の設置に伴います積立基金として1億円を計上いたし、今後の施設の老朽化に備えるものであります。

以上が歳出の主なものです。

歳入につきましては、地方交付税の7400万円をはじめ、その他の交付金の確定に伴います増加額2億800万円を計上いたしております。さらに、生活保護費返還金9800万円、産炭地域振興臨時交付金6500万円と、先程述べましたコンピューター関連事業でございます、地域ネットワーク整備事業等の市債として、1億1300万円を新たに計上いたしております。

以上により、歳入歳出とも5億5630万円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ178億9280万円とするものです。よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

第2号議案 平成13年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算第4号の提案理由を申し上げます。

歳出の主な内容といたしましては、一般被保険者療養給付費に4077万6000円、審査支払手数料に19万1000円、さらに、保健事業費に124万3000円の増額予算を計上いたしております。

歳入につきましては、国民健康保険税1600万円及び国庫支出金2337万8000円、諸収入等283万2000円の予算を計上いたしております。

以上により、歳入歳出とも4221万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ43億7531万円とするものであります。

続きまして、第3号議案 平成13年度中間市地域下水道事業特別会計補正予算第2号の提案理由を申し上げます。今回の補正の主な内容といたしましては、昨年11月5日に蓮花寺地内市道で発生しました地域下水道管渠崩落事故の復旧費確定に伴う減額補正を行なうものであります。

歳出の主なものは、衛生費を1510万円減額しております。歳入の主なものは、使用料及び手数料を367万円増額し、基金繰入金を1879万円減額しております。

以上により、歳入歳出それぞれ1510万円減額し、予算の総額を歳入歳出をそれぞれ1億1080万円とするものであります。

次に、第4号議案 平成13年度中間市公共下水道事業特別会計補正予算第2号の提案理由を申し上げます。

今回の補正の主な内容は、流域下水道事業費の確定に伴う増額補正と、工事支障物件の移設に伴う補償費の増額及び公債費の減額を行なうもので、歳出については、一般管理費を1

301万円減額し、公共下水道建設費を1071万円、流域下水道建設費を4778万円増額しております。以上の歳出に充当する歳入につきましては、分担金及び負担金2001万円、使用料及び手数料1867万円、市債6600万円を増額し、繰入金を8790万円減額補正するものであります。

以上により、歳入歳出それぞれ3597万円増額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ21億6247万円とするものであります。

次に、第5号議案 平成13年度中間市老人保健特別会計補正予算第1号の提案理由を申し上げます。

今回の補正の主な内容といたしまして、歳出につきましては、医療諸費2966万円を計上いたしております。歳入につきましては、医療費負担分として支払基金交付金2075万9000円、国庫支出金593万1000円、県支出金148万3000円、さらに一般会計からの繰入金148万7000円を計上いたしております。

以上により、歳入歳出とも2966万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ60億7146万円とするものであります。

次に、第6号議案 平成13年度介護保険事業特別会計補正予算第3号の提案理由を申し上げます。

歳出の主な内容といたしましては、総務費に69万4000円、基金積立金に666万2000円の増額予算を、また保険給付費に4282万6000円の減額予算を計上いたしております。歳入につきましては、国庫支出金1063万2000円及び支払基金交付金1413万2000円、県支出金535万3000円、繰入金535万3000円の減額予算を計上いたしております。

以上により、歳入歳出とも3547万円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ22億6731万円とするものであります。

次に、第7号議案 平成13年度中間市病院事業会計補正予算第1号について提案理由を申し上げます。

まず、第3条予算の収益的収入及び支出につきましては、医業収益に1億4919万3000円の増額補正をしております。その主なものは、入院収益3028万円、外来収益1億1891万3000円を計上いたしております。その理由として、入院、外来患者の増による収益増であります。また医業外収益には、285万3000円の減額補正を計上いたしております。

次に、医業費用に1億1697万2000円の増額補正を計上しております。その内訳といたしまして、給与費3221万2000円の減額、材料費1億2865万7000円、経費2191万5000円の増額であり、その主な理由として、入院、外来患者の増加に伴う薬品費や、手術等による診療材料費及び検査委託料の増によるものであります。

また、医業外費用として40万3000円の減額を特別損失として、379万5000円

の増額補正をいたしております。その結果、病院事業収益として1億4634万円、病院事業費用として1億2036万4000円の増額補正を計上いたしております。

次に、4条予算の資本的収入及び支出につきましては、資本的収入において1500万円の減額補正、資本的支出につきましては、1800万円の減額補正を、それぞれ計上いたしております。これは資本的収入及び支出とも、高度医療機器購入価格決定に伴う減額であります。

以上、概略説明いたしましたけれども、よろしくご審議下さいますようお願いいたします。

議長 岩崎三次君

只今議題となっております補正予算7件に対する質疑は、3月5日の本会議で行ないますので、ご了承をお願いいたします。

次に、日程第11 第18号議案から日程第18 第25号議案までの条例改正8件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。大島市長。

市長 大島忠義君

第18号議案 中間市事務分掌条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。議員の皆様もご存知のとおり、本年3月31日をもちまして、地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律、いわゆる地对財特法が失効し、市の行政は、特別対策から一般対策へと移行いたします。このことに伴い、今後は同和対策を含めた人権問題全般の事務を行なうため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第19号 中間市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び中間市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律が、平成14年4月1日から施行されることに伴い、本条例の一部を改正するものであります。

勤務時間、休暇等に関する条例改正の主な内容は、深夜勤務の制限を設けることのできる職員の適用範囲が拡大をされたこと。また、時間外勤務の制限が、これまでの年間360時間から150時間までに短縮され、加えて1カ月に24時間までと制限が強化されたことなどであります。

一方、育児休業等に関する条例改正の主な内容は、対象となる子供の年齢が、これまでの1歳未満から3歳未満へと引上げられたことに伴い、再度の育児休業の制限の規定を緩和するものであります。

次に、第20号議案 中間市一般職職員の給与に関する条例及び中間市市税条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

平成13年12月12日に、保健婦、助産婦、看護婦法の一部を改正する法律が公布され、同法に定める資格の名称について、男性と女性とで異なっている現状を改めると共に専門職

にふさわしい名称として、看護婦を看護師、助産婦を助産師等に名称を変更する改正が行なわれました。この度の改正は、この法律改正に伴い、本条例中規定しておりますこれらの名称を改めるものであります。

次に、第21号議案 中間市児童遊園設置条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。今回廃止いたします児童遊園は、中牟田児童遊園であります。

この児童遊園につきましては、中牟田町内会から廃園の要望がありましたので、現地調査を行なった結果、中牟田地区周辺には3個所の児童遊園が設置をされており、支障がありませんので廃園を行なうものであります。

次に、第22号議案 中間市敬老年金条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。本市の高齢者人口は、平成14年1月末現在、1万920人で高齢化率22%、この内75歳以上の後期高齢者は4509人で9%となっており、全国平均からすると高齢化率は、約4%高い率となっております。今後は、高齢化が進んでいく状況の中で、高齢者の方が安心して生活できるよう、元気老人対策の充実が必要であると思っております。

今回の改正は、このように高齢化が進む中で、在宅高齢者サービスのニーズに応える施策の展開を図るため、敬老年金の受給者の年齢を、満75歳以上から節目毎に見直すものであります。見直された財源につきましては、介護予防、生活支援事業の充実を図るため、新規事業として、在宅高齢者等への生活管理指導員派遣事業及び訪問理美容サービス事業の展開を図っていきたいと考えております。また既に、近隣市町村では、節目毎に祝金を支給している状況であります。

第23号議案 中間市地域改善対策専修学校等技能習得資金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

議員の皆様方もご存知のとおり、本年3月31日をもちまして、地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律、いわゆる地対財特法が失効し、特別対策から一般対策へと移行いたします。それに伴い、中間市地域改善対策専修学校等技能習得資金貸与要綱及び本条例は失効いたしますが、既に技能習得資金の貸与を受けている者については、返還債務が生じることから、本条例の一部を改正するものであります。

次に、第24号議案 中間市市立保育所設置条例及び中間市立納骨堂設置条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

この度の改正は、地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律、いわゆる地対財特法が、本年3月31日をもって効力を失うことに伴い、同和施策から一般施策へ移行するための必要な条文の整備を行なうものであります。

次に、第25号議案 中間市市営住宅審議会条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。今回の改正の内容は、本年1月1日付けで、市の組織機構の一部見直しに伴い、公営住宅に関する事務が、建設部の管理下から建築課へすべて移管したことにより、本条例の一部を改正するものであります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長 岩崎三次君

只今議題となっております条例改正 8 件に対する質疑は、3 月 5 日の本会議で行ないますので、ご了承をお願いいたします。

次に、日程第 19 第 26 号議案から日程第 23 第 30 号議案までの条例 5 件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。大島市長。

市長 大島忠義君

第 26 号議案 中間市立隣保館設置及び管理に関する条例の制定について提案理由を申し上げます。

現在の中間市立隣保館は、昭和 47 年に設置され、今日まで同和問題をはじめ種々の相談及び啓発事業を行なっておりまいりましたが、議員の皆様もご存知のとおり、本年 3 月 31 日をもちまして、地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律、いわゆる地对財特法が失効し、隣保館の運営事業は、特別対策から一般対策へと移行いたします。このことに伴い、今後の隣保館は、同和問題を含めた人権問題全般の解決に取り組むことと共に、さらには、周辺地域を含めた地域社会全体の中で、福祉の向上や人権啓発など、住民交流の拠点としてのコミュニティセンターと位置付け、様々な事業運営を図る必要から既存の条例を廃止し、新たに本条例を制定するものであります。

次に、第 27 号議案 中間市若年者専修学校等技能習得資金の返還債務の免除に関する条例について提案理由を申し上げます。

議員の皆様もご存知のとおり、本年 3 月 31 日をもちまして、地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律、いわゆる地对財特法が失効し、特別対策から一般対策へと移行いたします。それに伴い、中間市地域改善対策専修学校等技能習得資金貸与要綱は失効いたしますが、本市に居住する低所得者層の子弟が、経済的理由や学力の乏しさ、或いは、他の助成制度を利用できないため、技能習得のための就学が閉ざされることのないよう、新たに中間市若年者専修学校等技能習得資金貸与要綱を制定いたします。

本条例は、同要綱に基づき貸与した者について、一定の返還債務の免除について規定する必要から提案するものであります。

次に、第 28 号議案 中間市五楽及び虫生津工場排水施設設置及び管理に関する条例、及び第 29 号議案 中間市五楽及び虫生津工場排水施設管理運営基金条例の制定につきましては関連がございますので、一括して提案理由を申し上げます。

市内上底井野地区、工場排水施設は、地域整備公団九州支社と協力し、昭和 41 年に五楽工業団地、昭和 53 年に虫生津工業団地の造成を行ない、積極的に企業誘致を進め、現在 37 社が操業しております。西部地域の殆どが農耕地であり、工業用水等を排水溝に流入することができませんので、整備公団が五楽工業団地から、虫生津工業団地を経て、西川まで排

水管を埋設し、両団地内の企業が利用しております。

この排水施設の本市への移管については、昭和50年9月に、地域整備公団と本市が、基本的事項として覚書きを取り交わしており、工業団地誘致が完了いたしましたことから公団側と移管協議を重ね、平成10年3月に、地域整備公団九州支部と移管契約を締結いたしました。工場排水施設維持管理費は、受益者負担の原則から、排水施設を使用している各企業から、応分の負担割合を負担金で徴収することになっております。

しかし、この施設は、昭和41年に設置した設備のため、老朽化が進み将来、大規模な施設補修工事が必要になると思われることから、地方自治法第244条の2第1項及び同法第241条第1項の規定により、本条例の制定について提案するものであります。

次に、第30号議案 中間市立の学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の制定について提案理由を申し上げます。

この度、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律の一部が改正され、平成14年4月1日から施行されることになりました。

このことにより、義務教育諸学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務上の災害に対する補償に要する経費を、国及び県が負担することとしていたことが廃止され、学校の設置者である地方公共団体が、当該経費をすべて負担することになりました。

なお、その経費につきましては、特別交付税により財政措置がされる予定であります。これに伴い、義務教育諸学校の学校医等の公務上の災害に対する補償の範囲、金額及び支給方法、その他、補償に関して必要な事項について、県の条例で定めることにしていたことが廃止をされまして、当該市町村の条例で定めることになりました。

つきましては、今回ご提案申し上げます条例案は、この法律の施行に併せて上程させて頂くものであります。よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

議長 岩崎三次君

只今議題となっております条例5件に対する質疑は、3月5日の本会議で行ないますので、ご了承をお願いいたします。

次に、日程第24 第8号議案から日程第33 第17号議案までの平成14年度予算10件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。大島市長。

市長 大島忠義君

第8号議案 平成14年度各会計予算についての提案理由を申し上げます。

平成14年度の予算編成にあたりましては、市長に就任をいたしまして初めての当初予算でございます。国をはじめとして、地方を取りまく財政状況は、極めて厳しいものがございしますが、私なりに精一杯全力をあげて予算編成をさせて頂きました。よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

さて昨今の国の動向は、小泉内閣のもとで構造改革を訴え、財務省の新年度予算案は、公

債費の借入額を30兆円弱に抑えられた緊縮予算で編成されております。

本市の財政におきましても、近年の景気動向や、進展する高齢化等が影響し、市税をはじめ、その他の収入においても伸びは期待できず、厳しい状況であると言わざるを得ません。このように近年にない財政状況下であります。平成14年度の予算編成に当たっては、事業全般について見直しをすることにより、時代に合った施策に再構築することを目標に、生活環境整備、少子・高齢化対策、健康づくり事業、生涯学習推進等4つの重点施策を掲げ、予算編成を行なっております。

まず、歳出予算の主なものですが、総務費では明るい街づくり推進費を、本年度から正式に計上いたしております。昨年末の極めて悪質な市議会議員への暴力事件をはじめとして、青少年の非行防止、家庭内暴力等々、市民にとりまして重大な問題となっております。

このような犯罪防止のための啓発活動及び巡回指導を行なうために、新たに職員を配置をし、市内巡回パトロール車の購入費等を予算計上いたしております。

民生費におきましては、高齢社会に対応するために、独居老人に対する各種の生活支援、悩み相談等を行ないます生活管理指導員派遣事業、さらに寝たきりのお年寄りに対する訪問理美容サービス事業等を、新たな事業として予算計上いたしております。

また、障害者に対する療育訓練と、通園事業を行なっています療育事業「リンク」及び少子化対策としての学童保育事業につきましては、さらに充実を図り、子ども達に対する虐待防止ネットワーク事業なども、前年度に引き続き継続を行なってまいります。

衛生費では、昨年末から実施いたしました高齢者のインフルエンザ予防接種を、本年度も引き続き予算計上し、高齢者の健康対策に万全を期したいと考えております。

労働費及び土木費におきましては、失業対策事業の一部終息や、都市計画街路事業であります中間水巻芦屋線、次郎丸道元線が完了しましたことにより、前年度より大幅に減額予算となっております。このような大型事業が完了いたしましたことによりまして、今後は、生活道路や市営住宅等の改善など、市民の生活環境整備を主要な施策として取り組みを行ない、本年度は、岩瀬南町の公営住宅の改良事業、及びその他の公営住宅の補修費に増額予算を計上いたしております。

また道路につきましても、筑豊電鉄横の東中間深坂線の改修工事費として、1億2500万円を計上いたしております。

消防費では、新たに消防自動車2台を購入し、消防団車等の整備を年次的に図ってまいります。

教育費では、長年継続して行なってまいりました小・中学校の外壁補修工事が、本年度の西小学校の外壁工事をもって一巡いたしております。今後は教室、トイレなど室内の補修工事に重点を置き、生徒たちの住環境整備に可能な限り取り組みを行なってまいりたいと考えております。

また、青少年に豊かな人間性を育み、将来の中間市の文化振興を支える人材育成の意味も

含めまして、青少年に贈るコンサートの催しも計画しており、情操教育への取り組みも行なっております。

さらに、生涯教育の一環として、陶芸作業所を婦人の家横に新しく設置をいたします。公債費におきましては、本年度も6300万円の償還金の増加となっております。過去に行ないました大型事業の元金の償還金が重なってきており、今後、福祉会館建設費の元金の償還がはじまります。平成15年度から16年度まで、公債費は伸びると思われませんが、前年度から借入額については、大幅に減少するものとなっておりますので、償還金も平成17年度からは下がってくると思われれます。今後とも、新規借入額につきましては、計画的に行なっていく所存でございます。以上が歳出予算でございます。

次に、歳出予算に充当いたします歳入予算でございます。

中間市の歳入予算の根幹であります市税及び地方交付税予算につきましては、継続している景気の不安材料から、市税では38億1400万円、前年度と比較して0.9%、地方交付税では56億5300万円、0.3%のいずれもマイナス予算を計上いたしております。その他、国庫支出金29億400万円、県支出金6億7400万円につきましても、前年度と比較して大幅な減少となっております。

これは、先程述べました失業対策事業及び都市計画街路事業の終息に伴います国県補助金の減額が主な要因であります。また、市債におきましては、10億7600万円となっておりますが、この内、国の責任であります臨時財政対策債は、4億8600万円となっており、この臨時財政対策債は、前年度と比較して2億3200万円の倍増となっております。本年度における市単独事業によります借入額は、5億9000万円でございます。

以上が、平成14年度一般会計の主な予算でございます。

このことによりまして、一般会計の当初予算は、歳入歳出それぞれ161億9903万円で、前年度と比較して2億2537万円、率にして1.4%の減額予算となっております。

次に、第9号議案 平成14年度中間市特別会計国民健康保険事業予算について提案理由を申し上げます。

歳出の主なものといたしましては、保険給付費24億5800万円、老人保健拠出金14億257万円、介護納付金1億6595万円、共同事業拠出金3024万円、その他、一般的経費1億1740万円を計上いたしております。

次に、歳入の主なものといたしましては、国民健康保険税は、医療費給付分保険税に12億3557万円、介護納付金分保険税7217万円、国庫支出金16億5433万円、療養給付費交付金7億9136万円、共同事業交付金4241万円、繰入金2億9149万円、諸収入等8683万円を計上いたしております。以上により、予算の総額は、歳入歳出それぞれ41億7416万円であります。今後とも、国保財政の健全化に向け、なお一層の歳出の節減と共に、歳入の確保に最大限努力してまいりたい所存でございます。

次に、第10号議案 平成14年度中間市住宅資金新築資金等特別会計予算について提案

理由を申し上げます。

歳出の主なものといたしましては、公債費に4879万9000円計上いたしており、これは起債に伴う元利償還金でございます。この歳出に充当する歳入につきましては、公債費の利子に対する県の利子補給金として、県支出金に819万6000円、貸付金の元利収入として諸収入に4060万4000円計上いたしております。

以上により、歳入歳出予算の総額を、それぞれ4880万円とするものであります。今後とも貸付金の徴収に最大限努力する所存であります。

次に、第11号議案 平成14年度中間市地域下水道事業特別会計予算の提案理由を申し上げます。歳出の主な内容といたしましては、衛生費に9550万円を計上いたしております。次に、歳入の主なものといたしましては、使用料及び手数料に9589万円を計上いたしております。以上により、予算の総額を歳入歳出それぞれ9600万円とするものであります。

次に、第12号議案 平成14年度中間市公共下水道事業特別会計予算の提案理由を申し上げます。歳出の主なものといたしましては、総務管理費に2億1284万円、ポンプ場管理費に3609万円、建設費の内、公共下水道建設費に12億2252万円、流域下水道建設費に2億5260万円、公債費に2億7587万円を計上しております。

次に、歳入の主なものといたしましては、分担金及び負担金に7044万円、使用料及び手数料に1億910万円、国庫支出金に3億2800万円、県支出金に1450万円、繰入金に3億5000万円、市債に10億1240万円、歳入欠陥補填収入に7648万円を計上いたしております。以上により、予算の総額を歳入歳出それぞれ20億93万円とするものであります。

次に、第13号議案 平成14年度中間市老人保健特別会計予算の提案理由を申し上げます。歳出の主なものといたしましては、医療諸費63億7266万円で、平成13年度と比較して5%増となっております。次に、歳入の主なものといたしましては、支払基金交付金44億6645万円、国庫支出金12億7158万円、県支出金3億1753万円、一般会計からの繰入金3億3077万円、諸収入100万円を計上いたしております。

以上により、歳入歳出予算額の総額は、それぞれ63億8733万円であります。老人医療費は、高齢化社会の進展に伴い、年々増加しておりますが、老人医療制度の安定的な運営を確保するため、今後もより一層、予防医療の充実を図ると共に、医療費の適正化に向けて努力を重ねていく所存でございます。

次に、第14号議案 平成14年度中間市公共用地先行取得特別会計予算の提案理由を申し上げます。歳出といたしましては、公共用地先行取得費を10万円計上いたしております。歳入につきましては、公共用地先行取得債を同額計上いたしております。

以上により、平成14年度中間市公共用地先行取得特別会計予算は、歳入歳出それぞれ10万円とするものであります。

次に、第15号議案 平成14年度介護保険事業特別会計予算について提案理由を申し上げます。歳出の主なものといたしましては、要介護、要支援者への介護サービス費等に充てる保険給付費21億1000万円を計上いたしております。この費用は、平成12年度の保険給付費の実績及び平成13年度の経過を踏まえ、サービス料を決定したもので、予算総額の93.7%を占めております。

その他に総務費として、職員の人件費等に1億3149万円、介護保険の財政運営のための財政安定化基金拠出金として、1021万円を計上いたしております。

次に、歳入の主なものといたしましては、歳出の保険給付費に対する負担割合であります国庫支出金、25.14%分、5億4909万円、支払基金交付金33%分、6億9630万円、県支出金12.5%分、2億6375万円を、それぞれ計上いたしております。

また、第1号被保険者の保険料につきましては、3億6646万円を計上いたしております。その他に、一般会計からの繰入金として、介護給付費・職員給与費など、事務費の繰入金を3億7641万円計上いたしております。以上により、予算の総額は歳入歳出それぞれ22億5221万円であります。

本年度は、中間市高齢者総合保健福祉計画の見直しの年であり、公募による市民参加の作成検討委員会設置を予定いたしております。多くの市民の声を聴きながら、第2次高齢者総合保健福祉計画作成に向け努力したいと考えております。今後とも制度の安定的運営に鋭意努力をしてまいり所存でございます。

次に、第16号議案 平成14年度中間市病院事業会計予算について提案理由を申し上げます。第3条予算の収益的収入及び支出につきまして、ご説明申し上げます。

まず、病院事業収益に24億1449万9000円を計上いたしております。この内、医業収益に23億2475万1000円を計上しております。その主なものは、入院収益として12億6265万6000円、外来収益として9億8572万2000円、その他、医業収益として7637万3000円計上いたしております。

次に、医業外収益に8974万8000円を計上いたしております。その主なものといたしまして、他会計負担金として2917万7000円、他会計補助金として5055万5000円を計上しております。病院事業費用に24億833万8000円を計上しております。この内、医業費用に23億5817万6000円を計上しております。

その主なものは、給与費として11億5198万1000円、材料費として9億902万4000円、経費として2億3902万8000円、減価償却費として5328万1000円を計上しております。また医業外費用として5006万2000円を計上しております。その主なものは、支払利息4517万9000円であります。

次に、4条予算の資本的収入及び支出について、ご説明いたします。資本的収入に6309万3000円を計上いたしております。その主なものは、一般会計負担金として6309万2000円を計上しております。資本的支出には、1億463万80

00円計上しており、その主なものは、固定資産購入費として1000万円、企業債償還金として9463万8000円を計上しております。なお、資本的収入及び支出の不足額4154万5000円は、損益勘定留保資金等で補填する予定にいたしております。

次に、債務負担行為といたしまして、医療事務会計システムコンピューターリース料として3500万円を計上いたしております。

次に、第17号議案 平成14年度中間市水道事業会計の当初予算について提案理由を申し上げます。本年度は、給水戸数2万6230戸、給水量は775万立方メートルを見込み、これに対する給水業務を予定をしております。主な事業としましては、唐戸浄水場施設改良事業並びに配水施設改良事業に力点を置く所存であります。

この唐戸浄水場施設改良工事の目的は、近年、遠賀川の水質は、有機物質の汚濁が進行し、水質改善の見通しは先行き不透明であり、加えて渇水期は、遠賀川河口堰貯留水の水質が著しく悪化する傾向にあり、その対策として、特に急速ろ過池等の浄水施設は、昭和8年創設以来の施設で老朽化が進み、維持管理を困難にしていることから、維持管理を容易にし、省エネ、省力化、さらには、水質管理の向上など、浄水施設の機能強化を図ることを目的に、平成12年からの継続事業で本年度が最終年度となります。

本年度は、10億7598万円を予定をしております。配水施設改良事業につきましても、都市計画街路事業の遠賀橋架け替えに伴う導・給配水管の布設替え及び給・配水管の老朽化に伴う布設替え費用4億2107万円を計上し、事業を施行する考えであります。

次に、収益的収入及び支出につきましては、水道事業収益12億6682万円に対し、水道事業費用12億3729万円を見込まれ、差引き2953万円の利益を見込んでおります。また資本的収入及び支出につきましては、資本的収入予定額は、企業債及び遠賀橋架け替えに伴う配水管布設替え負担金等を含め、12億7271万円となり、資本的支出予定額は、建設改良事業及び企業債償還元金等で17億5036万円となり、収入不足額4億7765万円が見込まれます。この資金不足額は、損益勘定留保資金及び減債積立金等で全額補填いたしております。

以上、当初予算の概略について、ご説明申し上げます。よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

議長 岩崎三次君

只今議題となっております平成14年度予算10件に対する質疑は、3月5日の本会議で行ないますので、ご了承をお願いいたします。

これより日程第34 会議録署名議員の指名を行ないます。

本日の会議録署名議員は、会議規則第76条の規定により、議長において山本貴雅君及び須本武雄君を指名いたします。

以上で本日の日程はすべて終了いたしましたので、本日はこれにて散会いたします。

散会 11時50分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

議長 岩 崎 三 次

議員 山 本 貴 雅

議員 須 本 武 雄